

地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳		備 考
451,000 千円	社会保障財源化分	185,706 千円	引上げ分（17分の7）
	一般財源	265,294 千円	現行分（17分の10）

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	20,527	3,775		5,772	4,906	6,074
	保育所運営費	751,882	26,302		126,896	33,752	564,932
	放課後児童クラブ推進事業費	50,928	21,544		6,552	12,671	10,161
	子育て支援事業費	70,208	17,514			27,658	25,036
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	32,772	13,059		6,641	7,178	5,894
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	49,750	19,865		6,820	11,213	11,852
	心身障害者医療費助成	11,463				6,359	5,104
	乳児妊産婦医療費助成	9,612	4,013		1,450	1,426	2,723
	幼児・児童医療費助成	65,463	4,219		2,039	30,686	28,519
	ひとり親家庭等医療費助成	15,342	6,469		2,386	3,498	2,989
	感染症予防事業費	63,424				32,692	30,732
	すこやか親子推進事業費	37,718	5,458		294	13,667	18,299
合計	1,179,089	122,218		158,850	185,706	712,315	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費